

介護老人保健施設「希の里」

入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設「希の里」(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額200万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、料金の合計額の請求書及び明細書を退所した翌月10日以降に発行します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を請求書発行月内に支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束・褥瘡対策等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

また、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

4 新型インフルエンザなど、危険性の高い感染症などが地域で発症した場合、行政の指導に基づき施設を一定期間閉鎖する場合があります。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当者または担当支援相談員に申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設「希の里（のぞみのさと）」
- ・所在地 〒879-0608 大分県豊後高田市呉崎 755 番地
- ・電話番号 0978-22-1580 ・ファックス番号 0978-22-1581
- ・管理者名 施設長 村守 克己
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（4450980018号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう（介護予防）短期入所療養介護や（介護予防）通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

[介護老人保健施設「希の里」運営方針]

「利用者本位」をモットーとし、要介護高齢者の自立を支援し、その家庭への復帰を目指すため家庭的な雰囲気をも有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。」

(3) 施設の職員体制

	常勤	業務内容
・管理者・医師	1名	医学的管理、施設全般の管理
・看護職員	8名以上	医療看護、介護
・介護職員	25名以上	介護及び身の回りのお世話
・支援相談員	1名以上	入退所等あらゆる相談
・作業療法士等	2名以上	生活全般のリハビリ
・介護支援専門員	1名以上	介護保険に関する相談、援助
・管理栄養士	1名以上	給食栄養の管理指導
・事務職員	3名以上	事務及び全般の管理

※調理業務については外部委託しております。

- (4) 入所定員 95名 『 個室17室 ・2人室1室 ・4人室19室 』
通所定員 50名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（原則として食堂でおとりいただきますが、希望により居室等でも可能です）
 - 朝食 7：45 頃から
 - 昼食 11：45 頃から
 - 夕食 18：00 頃から
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他
 - ※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。
 - ※領収書の再発行は致しかねますので、大切に保管してください。やむをえない事情に限り、1枚500円の手数料で再発行いたします。

3. 協力医療機関等

- ①当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。
 - ・協力医療機関
 - ・千嶋病院・高田中央病院・宇佐高田医師会病院・安部内科
 - ・協力歯科医療機関
 - ・まつえ歯科医院、椀田歯科医院
- ◇緊急時の連絡先
 - なお、緊急の場合は同意書にご記入いただいた連絡先に連絡します。
- ②他施設の紹介：当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持込はご遠慮いただきます。
- ・面会・・・・・・・・・・・・・・・・・・8：00 から 17：00 までは正面玄関より、17：00 から 19：00 は職員通用口から出入りをお願いします。また感染症等により制限させて頂く事もあります。
- ・外出・外泊・・・・・・・・・・事前にナースステーションに届け出をお願いします。
- ・飲酒・喫煙・・・・・・・・・・集団での療養生活ですので禁止しております。
- ・火気の取扱い・・・・・・・・・・施設内、敷地内では禁止しております。
- ・所持品・備品等の持ち込み・すべての持ち物に氏名の記入をお願いします。
- ・金銭・貴重品の管理・・・・・・・・施設では管理いたしません。
- ・外泊時等の施設外での受診・介護保険施設に入所中の受診となりますので、必ず事前に希の里まで電話連絡をお願いします。
- ・ペットの持ち込み・・・・・・・・衛生管理上、禁止しております。

5. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設希の里消防計画」および「自然災害における業務継続計画」にのっとり、対応を行います。	
平常時の訓練	別途定める「介護老人保健施設希の里消防計画」および「自然災害における業務継続計画」にのっとり、年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加していただき実施します。	
防災設備	避難口	有 8 ヶ所
	自動火災報知機	有
	誘導灯	有 26 ヶ所
	防火扉・シャッター	有 9 ヶ所
	屋内消火栓	有 10 ヶ所
	非常通報装置	有
	漏電火災報知機	有
	非常火災報知機	有
	非常警報機	有
	緊急時自動転送システム	有
	カーテン・ブラインドの防火性能	有
	非常用電源	有
	スプリンクラー	有
防災計画	豊後高田消防署への届出日	平成 3 年 11 月 1 日
	防災管理者	萱 薫 菊男

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。また、要望や苦情なども、担当支援相談員、苦情受付担当者（事務長）にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

苦情等に関しましては、下記の保険者（市町村）窓口、国民保険団体連合会窓口でも受け付けますのでご案内いたします。

- 豊後高田市にお住まいの方：豊後高田市役所 保険年金課介護保険係
(0978-22-3100)
- 宇佐市にお住まいの方：宇佐市役所 健康福祉課高齢者福祉係
(0978-32-1111)
- 杵築市大田（旧大田村）にお住まいの方：杵築市役所 保険年金課介護保険係
(0978-62-3131)

- 大分県国民保険団体連合会
(097-534-8473)

※ 上記市町村に該当されない場合は、お住まいになられている市町村の役所・役場の介護保険取り扱い窓口にお問い合わせください。

8. その他

当施設についてのご質問、お問合せ等ございましたらお気軽に職員までお願いします。

<別紙2>

介護老人保健施設「希の里」
介護保険施設サービスについて
(令和5年4月1日現在)

重要事項説明書

1 介護保険証の確認

ご利用の申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2 介護保険施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、ご利用者に関わるあらゆる職種の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。また、個室・多床室（2人部屋・4人部屋）によっても異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

A：多床室（2人部屋・4人部屋）利用者

・要介護1	793円
・要介護2	843円
・要介護3	908円
・要介護4	961円
・要介護5	1012円

B：個室利用者

・要介護1	717円
・要介護2	763円
・要介護3	828円
・要介護4	883円
・要介護5	932円

*上記料金にはオムツ代は含まれております。

*外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて 362円/■

在宅サービスを利用する場合は 800円/日となります。

- ◇ 初期加算
新規入所後、最初の1カ月は初期加算が加算されます。
(I) 60円/日
(II) 30円/日
- ◇ 短期集中リハビリテーション加算
入所3ヶ月に満たない方が対象となります。これは早期の在宅復帰を図るための特別リハビリテーションプログラムです。これは実施した日のみ徴収となります。
(I) 258円/日
(II) 200円/日
- ◇ 認知症短期集中リハビリテーション加算
入所3ヶ月に満たなくて、軽度の認知症と診断された方のうち、生活機能の回復が見込める方が対象となります。これは早期の在宅復帰を図るための個別リハビリテーションプログラムです。(但し、1週間の実施上限は3回で、実施した日のみ徴収となります。
(I) 240円/日
(II) 120円/日
- ◇ 若年性認知症受け入れ加算
若年性認知症入所者に対して、介護保険施設サービスを行った場合、1日当たりで算出されます。 120円/日
- ◇ 認知症チームケア推進加算
認知症のBPSDに対して早期に対応する取り組みをチームで行っている場合に算出されます。
(I) 150円/日
(II) 120円/日
- ◇ 夜勤職員配置加算
夜間(17:00から翌9:00)、入所者20名までに対して一人以上の職員を配置するための費用です。(当施設では定員が95名なので、常勤換算5名以上の職員配置となります。) 24円/日
- ◇ サービス提供体制強化加算
介護職員の総数のうち、介護福祉士であるものが80%以上で算出されます。 22円/日
- ◇ 経口移行加算
経管により食事を摂取される方に対して、経口(口からの)食事摂取を進めるために、医師の指示に基づき栄養管理を行った場合に1日あたりで算出されます。 28円/日
- ◇ 経口維持加算
経口から食事を摂取される方であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対して、医師の指示に基づき各職が共同して、経口摂取の継続を進めるための計画や栄養管理などを行った場合。(計画作成日から6ヶ月経過まで)
(I) 1月あたりで算出されます。 400円/月
(II) 1月あたりで算出されます。 100円/月

- ◇ 療養食加算
 医師の発行する食事せんに基づいて提供された適切な栄養量及び内容を有する「糖尿病食」「腎臓病食」「肝臓病食」「胃潰瘍食」「貧血食」「膵臓病食」「高脂血症食」「痛風食」及び特別な場合の検査食を提供した場合に1食あたりで算出されます。
 6円/回

- ◇ 退所時栄養情報連携加算
 管理栄養士が退所先の医療機関等に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算出されます。
 70円/回

- ◇ リハビリテーションマネジメント計画提出加算
 リハビリテーション実施計画の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたって、必要な情報を活用した場合に算出されます。
 33円/月

- ◇ 排せつ支援加算
 排泄に介護を要する入所者に対し、施設入所時等に少なくとも六月に一回に評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出。その情報を活用し、少なくとも3カ月に1回の支援計画の見直しを行った場合に1月あたりで算出されます。
 10～20円/月

- ◇ 褥瘡マネジメント加算
 褥瘡の発生の恐れがある入所者に対し、施設入所時等に少なくとも三月に一回に評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出。その情報を活用し、少なくとも3カ月に1回の褥瘡ケア計画の見直しを行った場合に1月あたりで算出されます。
 3～13円/月

- ◇ 自立支援促進加算
 医師が入所者ごとに自立支援のための医学的評価を行うとともに、支援計画を多職種で策定。少なくとも六月に一回に医学的評価の見直しを行い、その評価結果を厚生労働省に提出。その情報を活用し、少なくとも3カ月に1回の支援計画の見直しを行った場合に1月あたりで算出されます。
 300円/月

- ◇ 科学的介護推進体制加算
 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病や服薬情報等、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に1月あたりで算出されます。
 40～60円/月

- ◇ 緊急時治療管理加算 518円(1日につき)
 ※ご本人の病状が重篤となり、救命救急治療が必要となった場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定されます。
 1月に1回、連続する3日が限度です。

- ◇ 所定疾患施設療養加算 (1日あたり 480円)

入所者が、肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎に罹患した場合、入所者に対して投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算出されます。

239円/1月に1回、連続する7日が限度
480円/1月に1回、連続する10日が限度

- ◇ 高齢者施設感染対策向上加算

高齢者施設において感染者が発生した場合、感染者の対応を行う医療機関との連携を行った時に算出されます。

(I) 10円/月
(II) 5円/月

- ◇ 新興感染症施設療養費

新興感染症のパンデミック発生時等に施設内で感染した高齢者に対して、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で、感染した高齢者の療養を施設内で療養を行った場合に算出されます。

240円/日

- ◇ かかりつけ医連携薬剤調整加算

多剤投与されている入所者の処方介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬する取り組みについて1種類以上の薬剤が減少された時に算出されます。

(I) イ 140円/退所時1回
(I) ロ 70円
(II) 240円
(III) 100円

- ◇ 協力医療機関連携加算

離床者の健康状態を日々記録を行い、協力医療機関又は利用者の主治医に対して月に1回以上の情報提供した場合に算定されます。

(I) 令和6年度 100円/月
(I) 令和7年度 50円/月
(II) 令和7年度 5円/月

- ◇ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円(1日につき)

医師が、認知症の症状のために在宅生活が困難と判断した方を入所として緊急に受け入れを行なった場合算定されます。入所した日から起算して7日が限度となります。

- ◇ 再入所時栄養連携費 200円/1回

入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合について、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行い、再入所した場合に1回に限り算出されます。

- ◇ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I 51円/日

在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況、職員の配置割合、重度者割合などの要件を満たす場合に算出されます

- ◇ 介護職員処遇改善加算
介護職員の処遇を改善する目的で介護保険 1 割負担分の合計単位に 3.9%を加えた費用が加算されます。(令和 6 年 5 月まで)
- ◇ 介護職員(特定)処遇改善加算
介護保険 1 割負担分の合計単位に 2.1%を加えた費用が加算されます。
(令和 6 年 5 月まで)
- ◇ ベースアップ支援加算として、1 カ月当たりの介護給付負担分に 0.8%を加えた分が加算されます。(令和 6 年 5 月まで)
- ◇ 令和 6 年 6 月より処遇改善加算として介護保険 1 割負担分の合計単位に 7.5%を加えた費用が加算されます。
- ◇ ターミナルケア加算
厳格な要件を満たした終末期の方の最期を当施設で看取るための費用です。厳格な要件が必要なため、ご希望されても実施できない場合があります。
 - ・死亡日前 31～45 日・・・1 日あたり 72 円
 - ・死亡日前 4～30 日・・・1 日あたり 160 円
 - ・死亡前日、前々日・・・1 日あたり 910 円
 - ・死亡日当日・・・1 日あたり 1,900 円
- ◇ 入所前後訪問指導加算
新規入所前 30 日以内、または入所後 7 日以内に、退所後に生活が見込まれる居宅を施設職員が訪問。在宅復帰に向けた施設サービス計画の策定にあたり、各専門職からの指導を家族等に行った際に算定されます。

450 円／新規入所時
- ◇ 退所時指導加算
入所者が退所される際に、状況によって以下のいずれかの料金が算定されます。
 - A 試行的退所時指導加算 400 円(1 回につき)
 - ーご本人の退所に先立って、入所期間が 1 月を超える入所者が、試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に算定できます。
 - B 退所時情報提供加算 (I) 500 円 (II) 250 円 (1 回につき)
 - ーご本人が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、退所後の主治の医師に対して、ご本人の同意を得て、ご本人の診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に算定されます。
 - C 入退所前連携加算 (I) 600 円 (II) 400 円 (1 回につき)
 - ーご本人の入所前 30 日以内、入所後 30 日以内に、ご本人が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携して、ご本人の同意を得て退所後の居宅サービス等利用方針を定めた場合に算定されます。
 - ーご本人の退所に先立って、ご本人が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、ご本人の同意を得て、ご本人の診療状況を示す文書を添えて、ご

本人に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合、算定されます。

D 老人訪問看護指示加算 300 円(1 回につき)

一利用者ご本人の退所時に、当施設の医師が、診療に基づき訪問看護が必要であると認め、ご本人及びそのご家族の同意を得て、ご本人及びご家族の選定する指定訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した場合に算定されます。

◇ **安全対策体制加算**

介護施設における介護事故を防ぐための対策強化に対して加算算されます。

- ・外部の研修を受けた担当者（リスクマネージャ）が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。
- ・安全対策に係る外部の専門研修研修（リスクマネージャ研修）を受けていること。

20 円／入所時 1 回のみ算定

*以上の料金は、介護保険における自己負担割合が 1 割の方について例示しております。その他の負担割合の方に関しては、それに応じたご負担額となります。

(2) その他の料金

① 居住費及び食費（1 日あたりの金額です）

※ 居住費・食費は多床室、個室の利用別に分けられます。また、利用者世帯および配偶者の所得額や資産状況により異なります。所得額等の分類については、厚生労働省の定めるところにより、次の段階に分けて設定されます。

	所得の状況（※1）	預貯金等の資産の状況（※2）
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税の人で、老齢福祉年金受給者の人 ・生活保護を受給されている人 	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下
第 2 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額 80 万円以下の人 	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下
第 3 段階①	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額 80 万円を超え 120 万円以下の人 	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下

第3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円を超える人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第4段階	上記以外の人	

- ※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外。）の所得も判断材料とします。
- ※2 2号被保険者（65歳未満）の資格要件については、段階に関わらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。
- ※4 第4段階の負担額は、施設における平均的な費用を勘案して国が定めた基準費用額であり、具体的な負担額は施設の基準によります。

利用者負担 第1段階（生活保護）の居住費・食費の設定額

	居住費	食費
多床室（4人・2人部屋）	0円	300円
個室	490円	

利用者負担 第2段階の居住費・食費の設定額

	居住費	食費
多床室（4人・2人部屋）	370円	390円
個室	490円	

利用者負担 第3段階①の居住費・食費の設定額

	居住費	食費
多床室（4人・2人部屋）	370円	650円
個室	1,310円	

利用者負担 第3段階②の居住費・食費の設定額

	居住費	食費
多床室（4人・2人部屋）	370円	1,360円
個室	1,310円	

利用者負担 第4段階の居住費・食費の設定額

	居住費	食費
多床室（4人・2人部屋）	377円	1,645円
個室	1,668円	

※食費に関しては1日分（3食分）の金額ですが、1日1食の摂取でもこの金額になりますのでご了解願います。

- ② 特別室利用料（1日当たり）
 - ・個室 A室(南側)400円、B室(北側)200円（以上2タイプ）
- ③ 理美容代 実費 1,100円から2,000円程度
- ④ 教養娯楽費 実費
教養娯楽費は、利用者又はご家族の自由な選択に基づきます。
- ⑤ 日常生活品費：1日あたり170円
石鹸、シャンプー、タオル、おしぼり等の費用等、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。日常生活品費は利用者又はご家族の自由な選択に基づきます。
- ⑥ 電気製品使用料：テレビ、電気毛布等、持込品1点につき1日50円
- ⑦ クリーニング代 実費

（3）支払い方法

- ・毎月10日以降に、前月分の請求書を発行します。
- ・お支払い方法は、現金または金融機関口座自動引き落としの方法があります。利用申し込み時にお選び下さい。
- ・口座引き落としを選ばれた方はその月の28日頃に指定口座より引き落としをさせて頂き、翌月10日以降に領収書を郵送させていただきます。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設希の里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設 希の里 入所利用同意書

介護老人保健施設「希の里」を入所利用するにあたり、介護老人保健施設「希の里」入所利用約款及び別紙1、別紙2、別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所
氏 名

<利用者の身元引受人>

住 所
氏 名 (続柄)
電話番号

<説明担当者>

氏 名

<事 業 者>

介護老人保健施設希の里
施設長 村守 克己

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	